

文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例を公布する。
令和八年十月七日

文京区長

成

澤

廣

修



文京区条例第四十七号

文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例

文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

名 称	位 置
文京区立認定こども園柳町幼稚園	東京都文京区小石川一丁目二十三番六号
文京区立認定こども園明化幼稚園	東京都文京区千石一丁目十三番九号
文京区立認定こども園元町幼稚園	東京都文京区本郷一丁目一番十九号

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 文京区立認定こども園柳町幼稚園及び文京区立認定こども園明化幼稚園の利用に関し必要な手続その他の準備については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(文京区立保育所条例の一部改正)

3 文京区立保育所条例(昭和三十六年三月文京区条例第四号)の一部を次のように改正する。
第一条の表文京区立柳町保育園の項を削る。

(文京区立学校設置条例の一部改正)

4 文京区立学校設置条例(昭和三十四年四月文京区条例第十三号)の一部を次のように改正する。
別表一の部文京区立柳町幼稚園の項及び文京区立明化幼稚園の項を削る。